

化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施要領

令和4年4月28日付け4農産第635号

農林水産省農産局長通知

第1 趣旨

化学肥料原料調達支援緊急対策事業の実施については、化学肥料原料調達支援緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第633号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

1 化学肥料原料

肥料製造用として輸入する尿素、りん酸アンモニウム、塩化加里、塩化アンモニア、硫酸アンモニア及び硫酸加里をいう。

2 輸入事業者

肥料製造事業者又は3に掲げる販売事業者に化学肥料原料を売り渡すことを目的として化学肥料原料を輸入する事業者をいう。

3 販売事業者

輸入事業者から買い受けた化学肥料原料を専ら肥料製造事業者に売り渡す事業者をいう。

4 調達

事業実施主体が自ら肥料の製造の用に供することを目的として化学肥料原料を輸入する場合は、輸入をもって調達とし、輸入事業者又は販売事業者から化学肥料原料を買い受ける場合は、事業実施主体に納入されたことをもって調達とする。

第3 事業実施主体

交付等要綱第4第2号の農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める事業実施主体（補助事業者）とは、次の要件をいずれも満たす肥料製造事業者とする。

- (1)第2の1に掲げる化学肥料原料を原料とした肥料の製造を業として行う者であること。
- (2)自ら肥料の製造の用に供することを目的として化学肥料原料を輸入する事業者又は輸入事業者若しくは販売事業者から直接化学肥料原料を買い受ける事業者であること。

第4 補助金の交付額

- 1 国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業の実施に必要な補助金を交付するものとする。
- 2 国は、事業実施主体の交付申請見込額の総額が予算を上回る場合には、不公平が生じないように調整を行うものとする。

第5 補助対象経費等

- 1 本事業の補助対象経費、補助率、国庫補助金額の算定方法は、別記に掲げるとおりとする。
- 2 交付決定額は、補助対象経費等の精査により交付申請額から減額することがある。

第6 事業実施主体の募集方法

- 1 農林水産省のウェブサイトにおいて、原則として農産局長が公募するものとし、その詳細は農産局長が公募要領で定めるものとする。
- 2 追加公募を実施する場合は、農産局長が定める追加公募要領に基づき行うものとする。

第7 事業実施の手続等

1 交付申請書及び事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、交付等要綱第8に定める交付申請書及び別紙様式第1号に定める事業実施計画を作成し、農林水産大臣へ提出するものとする。
- (2) 農林水産大臣は、(1)により提出された事業実施計画について、適切と認めた場合には、交付決定する。

2 事業実施計画の変更等

事業実施計画の重要な変更（交付等要綱別表の重要な変更の欄に限る。）については、交付等要綱第15第1項の規定に基づく変更等承認申請書の内容に応じて変更した事業実施計画を添付し、農林水産大臣に提出し、承認を得なければならない。

3 事業実績の報告

- (1) 事業実施主体は、事業の実施状況について、別紙様式第2号により事業実績報告を作成し、交付等要綱第20第1項に定める実績報告書とともに農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 農林水産大臣は、(1)の規定にかかわらず、事業対象期間の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

第8 証拠書類の保管

事業実施主体は、補助金の交付額算定の根拠となる書類（納品書、請求書、輸入業者保証票、輸入許可通知書等）を収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、農産局長から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。

第9 報告又は指導

農産局長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月28日から施行する。

別記

- 1 補助対象経費：事業実施主体が交付等要綱第7に掲げる事業対象期間内において、化学肥料原料を代替国等からの調達に要するコスト（輸送費・保管費）の上昇分の掛かり増し経費
- 2 補助率：定額
- 3 国庫補助金額の算定方法：次に定めるところによるものとする。

(単価表)

	調達困難国	単価 A (万円/トン)	単価 B (万円/トン)
尿素	中華人民共和国	2.04	0.97
りん酸アンモニウム	中華人民共和国	2.28	0.97
塩化加里	ロシア連邦 ベラルーシ共和国	2.04	0.97
塩化アンモニア	—	—	0.97
硫酸アンモニア	—	—	0.97
硫酸加里	—	—	0.97

(ア)単価 A は、事業対象期間内に調達困難国から代替して別の国から調達する場合に、令和3年4月1日から10月31日における調達困難国からの調達実績量を上限として適用する単価とする。

(イ)単価 B は、(ア)以外の場合に適用する単価とする。

(ウ)国庫補助金額は、上記の単価表に定める単価に各化学肥料原料の調達量を乗じ、合計して算出した額とする。

(エ)補助対象となる調達量については、トン単位で整数未満は切り捨てとする。

(算定表)

単価 A を適用するもの			合計
化学肥料原料	単価 (万円/ トン)	調達量 (トン)	
尿素	2.04	×	=
りん酸アンモニウム	2.28	×	=
塩化加里	2.04	×	=
単価 B を適用するもの			合計
尿素	0.97	×	=
りん酸アンモニウム	0.97	×	=
塩化加里	0.97	×	=
塩化アンモニア	0.97	×	=
硫酸アンモニア	0.97	×	=

硫酸加里	0.97	×	=
単価 A を適用したものの合計+単価 B を適用したものの合計=国庫補助金額			

<p>※1 当該化学肥料原料を調達する輸入事業者名又は販売業者名を記載することとする。ただし、海外の事業者から直接調達する場合は、その旨を記載することとする。</p> <p>※2 実施要領第2に定める化学肥料原料ごとに、各調達先国からの調達予定量を記載する。</p> <p>※3 適宜、行を追加するものとする。</p>										

4. 交付申請額

単価 A を適用するもの			合計	円
化学肥料原料	単価 (万円/ トン)	調達量 (トン)		
尿素	2.04	×	=	
りん酸アンモニウム	2.28	×	=	
塩化加里	2.04	×	=	
単価 B を適用するもの			合計	円
尿素	0.97	×	=	
りん酸アンモニウム	0.97	×	=	
塩化加里	0.97	×	=	
塩化アンモニア	0.97	×	=	
硫酸アンモニア	0.97	×	=	
硫酸加里	0.97	×	=	
単価 A を適用したものの合計+単価 B を適用したものの合計=〇円				

総額 円

5. 事業完了予定年月日 〇年〇月〇日

6. 添付書類

- (ア) 令和3年4月1日から10月31日の期間までの調達困難国からの調達について、調達実績量、調達先国、肥料の登録番号、調達元・調達先企業名が確認できる書類(例:調達元からの納品書、輸入業者保証票、輸入許可通知書等)
- (イ) その他農産局長が必要と認める書類等

7. 誓約・同意事項

事業実施主体は、補助金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	
<p>1 化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）及び申請の内容について、一切の虚偽はありません。</p> <p>2 補助事業に係る報告や立入調査について、農産局長から求められた場合に応じます。</p> <p>3 補助金の交付額算定の根拠となる書類等の証拠書類について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管し、農産局長から求められた場合は提出します。</p> <p>4 以下の場合には、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。</p> <p>ア 事業実施計画及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合</p> <p>イ 事業実施計画に記載したことを証明する書類が保存されていないこと、その他交付要件を満たさないことが判明した場合</p>		

(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。

